

次の文章をよく読んで、7 ページから 10 ページの問いに答えなさい。

法律というと、みなさんにとってあまりなじみのない存在かもしれません。みなさんのなかには、「裁判官や弁護士、検事といった専門家には関わりがあっても、僕たちには関係ないよね」と思う人も多いでしょう。しかし、私たちは憲法をはじめとするさまざまな法律によって守られていますし、日ごろのなにげない活動も、法律によって決められているものが少なくありません。たとえば、みなさんは毎日学校で勉強をしています。これも憲法や教育基本法で決められていることです。刑法という法律は、犯罪をどのように罰するかを定めていて、みなさんを犯罪から守る役目を果たしています。また、身近でもめ事が起こったときには、民法という法律が解決の手助けをしてくれます。このように法律は「何が正しいか」を指し示すことによって、さまざまな面で私たちの生活を規定しているのです。まず最初に、身近な問題として食べ物とゴミを取りあげて、法律と私たちの社会との関係を考えてみましょう。

食べ物についてはさまざまな法律があります。たとえば米についてはどうでしょうか。ア江戸時代には、米は食べ物であること以上に特別な意味を持っていました。また、大正時代にはすでに、米の取引に政府が直接関わる法律が作られています。さらに、1942（昭和 17）年に制定された「食糧管理法」は、生産される米のすべてを政府が管理し、食糧の蓄えや流通、価格の安定などを調整する制度を作り上げました。イこの法律は、戦後も引き継がれ、1995（平成 7）年に政府の役割を縮小した別の法律ができるまで、日本の農業や社会に大きな影響を与えてきました。今では、米を自由に取引でき、「ブランド米」とよばれる、多少価格が高くても人気のある米が店頭に並ぶようになっています。

主食である米は、積極的に政府が管理してきたこともあって、国民が十分に食べられる量を国内で生産できる状況が保たれています。しかし、米以外の農作物について見ると、小麦や大豆、トウモロコシから肉や野菜にいたるまで、外国産農作物の

輸入が増加し、ウ日本の食料自給率は他国に比べて極端に低い数字になりました。

こうして政府は、食料自給率の向上をめざした新しい法律「食料・農業・農村基本法」を 1999（平成 11）年に作ることになったのです。しかし、農家は外国産の農産物と競争しなくてはならず、今日もきびしい状況におかれています。

食べ物には農産物ばかりでなく、水産物やさまざまな加工品もあります。国際化が進み、原料産地や加工した場所が外国であることが多くなると、日本の法律では認められない薬の成分が入った食品が輸入されるといった事件も起こるようになりました。「食品衛生法」という法律は、体に有害なものを食品として販売することを禁じ、食の安全を守っています。さらに、エ「日本農林規格」を定めた法律では、企業に対して原材料や消費期限、原料産地（生鮮品の場合）を正しく表示するよう定めています。しかし、これに違反する事件も発生しており、こうした企業は消費者やマスコミなどから強く批判されています。

次に、ゴミと法律の関係について見てみましょう。私たちはゴミを分別して捨てています。なにげなくしているこの行動も、実は法律で決められていることです。その法律とは、1995（平成 7）年に定められた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」という長い名前の法律です。この法律は、ビン、缶、紙、プラスチックなど容器や包装に使われるすべてのものを対象に、製造や包装をする業者にはリサイクルを、都道府県や市町村には分別収集の実施を、消費者には分別してゴミを捨てることを定めています。どうしてこのような法律が決められたのでしょうか。それは、ゴミの処分場をつぎつぎと増やすことが難しくなり、オゴミの発生量を減らさなければ、対応できなくなってきたからです。加えて、ゴミを減らすことは資源の有効活用につながり、循環型の社会を作ることが地球環境を守るために重要だと考えられたからです。2007（平成 19）年からは、レジ袋など容器包装の使用量が多い業者に、その削減を計画的に進めることも義務づけられました。

地球環境や自然環境を守ることにつながる法律はこのほかにも作られています。大

気や水を汚したり、騒音、振動を起こしたりすることを防止するため、1967（昭和42）年に「公害対策基本法」が作られました。1993（平成5）年の「環境基本法」はこれにかわる法律で、地球規模に広がる問題や日常生活が原因といえる環境問題にも対応した内容に生まれ変わりました。こうして、力自然環境を守るさまざまな取り組みが行われています。

このように、私たちの身近な行動やその背後には、いろいろな法律があり、それらの働きで私たちの生活が成り立っているのです。しかし、法律というものは身近なことだけを決めればよいというものではありません。私たちの基本的な権利や義務も法律で定められています。とくにこのような性格を強く持っているのが、「法律の中の法律」といわれる憲法です。日本国憲法に違反する法律は制定することができません。憲法は政治をふくめ、その国のあり方を決める法律であるといえます。日本では戦前には1889（明治22）年に大日本帝国憲法が定められました。そして戦後になると、1947（昭和22）年に日本国憲法が定められました。これら二つの憲法の違いは、時代による日本の国のあり方の違いをよく示しています。

大日本帝国憲法下では帝国議会が法律を決めていました。しかし帝国議会以外でも、法律を作ることができました。たとえば、天皇は法律と同じ効力を持つ「勅令」を出すことができました。また日本の植民地となった朝鮮半島や台湾では、大日本帝国憲法は適用されず、その地域の法律は、天皇から任命された朝鮮総督や台湾総督が定めていました。しかし日本国憲法では国会だけが法律を決められるのです。この点で大日本帝国憲法と日本国憲法との違いは大きいといえます。

さらに、大日本帝国憲法と日本国憲法とでは、似たような決まりでも、実はその中身が大きく違うという場合があります。例として、自由権についての規定を見てみましょう。自由権とは、政府に対して人びとの自由や権利を制限させないようにするので、大日本帝国憲法にも日本国憲法にもあります。まず、大日本帝国憲法第29条では、「法律の範囲内において、言論、著作、印刷、出版、集会、結社の自由を持

つ」（注：条文はわかりやすく書き直してあります）ことが定められています。これに対して日本国憲法第21条では、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と定められています。これらは、一見すると同じような決まりに見えますが、実際にはまったく内容が異なっている例のひとつだといえます。

また、大日本帝国憲法が制定されてから日本国憲法が制定されるまでの間には、新たにさまざまな権利が保障されるべきだという考えが生まれました。そのため、日本国憲法には大日本帝国憲法にはない規定があります。そのひとつが社会権についての規定です。社会権には大きく分けて、生存権、教育を受ける権利、働く権利があります。

生存権は、憲法第25条に定められています。ここには、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。そしてこのために、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定められています。このような生存権の規定にもとづいて、政府は、人間らしい生活を営むだけの収入を得ることができない人に、生活保護を行わなくてはならないのです。また憲法第26条に定められた教育を受ける権利も重要です。この権利を実現するために、政府はさまざまな教育の機会を設けなくてはなりませんし、貧しくて子どもを学校に通わせることのできない家庭には、経済的な援助をしなくてはならないのです。

これまで私たちは、法律が身近でさまざまな働きをしていることを見てきました。そして法律の上にある憲法の特徴についても考えてきました。

ところで、憲法や法律は何が正しいことを決めるためのものですが、実際に条文として書かれた憲法や法律だけで正しいことが決められるのでしょうか。もう一歩考えを進めてみましょう。実際に条文として書かれた法律や憲法のおおもとに、「何が正しいかについてのルール」があるのではないのでしょうか。それは文章として明記されてはいませんが、私たちは法律や憲法について考えるとき、そのルールと照らし合

わせながら考えているのです。実際の法律や憲法は、不完全であったり、悪法であったり、誤って適用されたりもします。そしてこのような実際の法律の不完全さを批判したり、それを作りかえたりするとき、私たちはこの書かれざる「何が正しいかについてのルール」を強く意識するのです。

第二次世界大戦のころ、ナチス・ドイツはユダヤ人を迫害する法律を作り、そのために罪のない多くのユダヤ人が犠牲になりました。私たちはこの法律を正しいものとは考えないでしょう。そして、こうした悪法については、たとえ法律であるとしても、それに従う義務はないと考えるでしょう。このように、私たちは個々の書かれた法律を批判するときに、書かれざる「何が正しいかについてのルール」に照らし合わせて考えているのです。

また、このような「何が正しいかについてのルール」のひとつとして、生命や自由などについて「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」があるという考え方が主張され、人びとの間で広まっていきました。上のユダヤ人を迫害する法律も、「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」をおかしている例だといえるでしょう。「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」という考え方は各国の憲法に取り入れられ、自由権や社会権など基本的人権についての条文が作られたのです。

ところで「何が正しいかについてのルール」や「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」について、私たちは共通に理解しているでしょうか。かならずしもそうではないでしょう。サたとえば、国籍、性別、文化が違ったり、あるいは生死の問題など人間にとって重要なことについての考え方が違ったりすると、「何が正しいかについてのルール」や「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」について、共通の理解が成立しないことがあります。共通の理解が成立しないため、問題になっていることから解決しようとして法律を作ると、今度はその法律によって新たな問題が起きてしまうことがあります。

例として、性別に関する問題を見てみましょう。日本では結婚するとき、女性の姓

を男性のものに合わせることが一般的です。しかし、こうした傾向は女性を個人として尊重していないと考えて、女性のなかには結婚した後も自分の元の姓を名乗りたいという人がいます。そこで、結婚した後も夫婦が別々の姓を名乗ることができる制度が考えられ、法律案として検討されました。しかし、この法律を制定すれば、その夫婦から生まれた子どもは夫婦のどちらの姓を名乗るのかという問題が起こります。また家族が同じ姓を名乗らないことによって、家族としての絆が弱ってしまうのではないかという意見も強く出されています。

複雑化する社会のなかで、多くの新たな問題が生じています。私たちは、そうした問題に対応して法律を作りかえていかななくてはなりません。そしてそのような営みは、社会が絶え間なく変化していくために、限りなく続いていくのです。

問1 下線部アについて。特別な意味とはどのようなことでしょうか。当時の武士たちにとっての意味を考えて、説明しなさい。

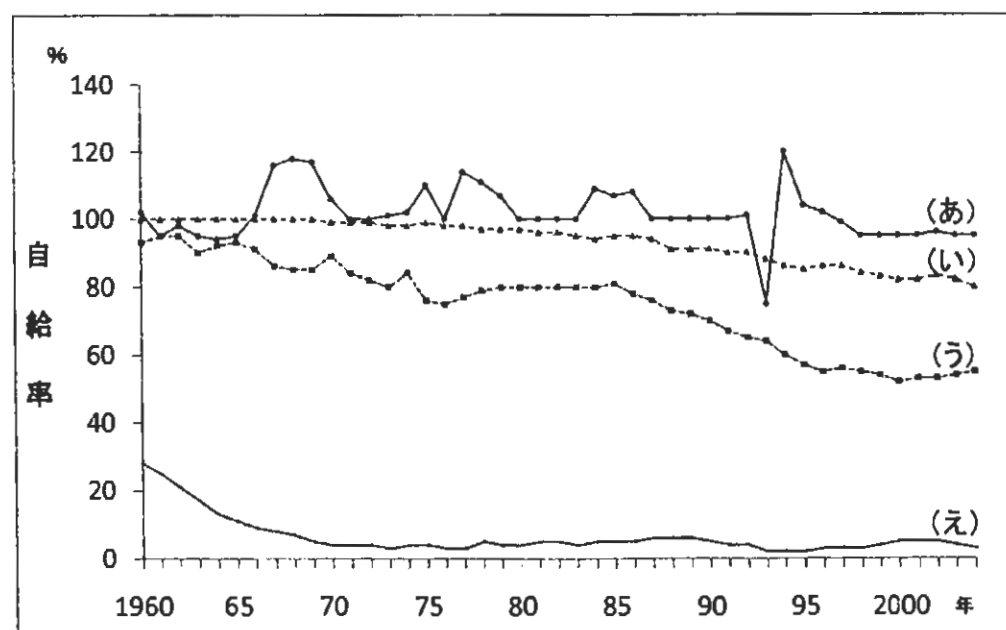
問2 下線部イについて。食糧管理法で定めている内容は、社会の様子に対応して変化してきました。法律に大きな^{へんこ}変更があった時期をもとに考えると、次の三つに分けられます。

- ① 成立から1954（昭和29）年まで
- ② 1955（昭和30）年から1969（昭和44）年まで
- ③ 1970（昭和45）年から1995（平成7）年まで

次の（あ）～（か）のことがらは、上の①～③の各時期に二つずつ当てはまります。それぞれどれですか。記号で答えなさい。

- （あ）食糧不足
- （い）米の消費減少と生産調整
- （う）^{いなき}稲作中心の農業政策
- （え）農業での所得の向上
- （お）牛肉・オレンジの輸入自由化
- （か）ヤミ米・ヤミ市

問3 下線部ウについて。次の品目別自給率についてのグラフ（あ）～（え）のうち、肉類と大豆にあたるものはそれぞれどれですか。記号で答えなさい。



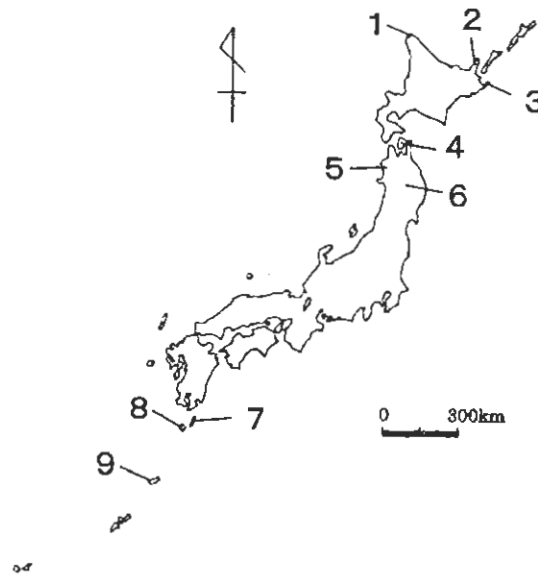
問4 下線部工について。企業はこの法律にもとづいて下にあるような表示を行っています（これは実際に存在する商品の表示ではありません）。法律でこのような表示を義務付けるのはなぜですか。企業と消費者の置かれている立場の違いを明確にしなさい。

品名	菓子パン（塩バタースティック）
原材料名	小麦粉、バター、マーガリン、砂糖、卵、 ショートニング、パン酵母、 ^{こうぼ} ファットスプレッド、食塩、 乳製品、乳糖、ぶどう糖、 ^{ちようせいざい} pH調整剤、香料、 ビタミンC、酸化防止剤（ビタミンE）、 カロテノイド色素、（原材料の一部に大豆を含む）
消費期限	08. 2. 2 午後6時
保存方法	直射日光及び ^{たしつ} 高温多湿を避けてください
製造者	（株）アザブ製パン ○○工場 XXX-XXX-XXXX ○○県○○市○○ X丁目X番X号

問5 下線部才について。ある市では、ゴミの量を減らすために、ゴミの収集を有料にするという条例を作りました。ゴミの収集は指定ゴミ袋のみで行い、そのゴミ袋は下の表の通りに販売されます。表を見て、この市がゴミの量を減らすうえでどんなことに気をつけているのか、二つ書きなさい。

	一定枚数までのゴミ 袋の価格(年間)	一定枚数を ^こ 超えた 後のゴミ袋の価格
1人 世帯	80 枚まで1 枚6円	} 1 枚 300 円
2～5人世帯	100 枚まで1 枚6円	
6人以上世帯	110 枚まで1 枚6円	

問6 下線部力について。世界自然遺産に登録を申請して、認められたところが日本に三つあります。その地名を北から順番に書きなさい。そして、それぞれの位置を地図中の番号で選び、説明としてふさわしい文章を下の(あ)～(お)から選びなさい。



- (あ) 暑い地域から寒い地域までのさまざまな自然があり、豊富な雨や霧が巨木の森を育て、古い木が自生する。独特な種類のシカやサルなどもある。
- (い) アザラシなどが季節的に上陸し、日本には珍しい北方の自然が見られる。山にはシイ・カシ・クスなど、多種類の原生林が残されている。
- (う) 空港建設を中止し、北半球で最大、最古とされるアオサンゴなどの珊瑚礁を守った。山の巨木や貴重な古木は、藩が利用を禁止したため残された。
- (え) 流水のもとたすプランクトンが、サケやクマの存在によって原生林をも育むという海と陸との関係があり、絶滅が心配されるワシなどもある。
- (お) 林道開発を中止して、ドングリや落ち葉によって動植物を育て土中に水を蓄える原生林を守った。山の恵みを受けたマタギの暮らしもある。

問7 下線部牛について。次の(あ)～(え)は戦前の日本で発布されたり制定されたりしたものです。年代の古いものから順に並べて、記号で答えなさい。

- (あ) 大日本帝国憲法 (い) 国家総動員法 (う) 治安維持法
(え) 徴兵令

問8 下線部クについて。これはなぜですか。日本国憲法の最も重要な原則をあげながら、40字以上60字以内で説明しなさい。ただし、句読点も1字分とします。

問9 下線部ケについて。ここに書かれた大日本帝国憲法の内容と日本国憲法の内容はどのような点で違うのですか。わかりやすく説明しなさい。

問10 下線部コについて。日本国憲法で定められている社会権と自由権とは、人びとの権利としては同じであっても、それぞれの権利を実現したり守ったりするために、国民が求める政府のあり方に違いがあります。どのように違うのでしょうか、書きなさい。

問11 下線部サについて。本文でも述べられているように、国籍、性別、文化が違ったり、あるいは生死の問題など人間にとって重要なことならについての考え方が違ったりすると、「何が正しいかについてのルール」や「すべての人間が生まれながらにして持っている権利」について、共通の理解が成立しないことがあります。共通の理解が成立しないため、問題になっていることがらを解決しようとして法律を作ると、今度はその法律によって新たな問題が起きてしまうことがあります。これはどのような場合ですか。またどのような問題が新たに起きてしまうのでしょうか。具体的な例をあげて、140字以上200字以内で説明しなさい。ただし、句読点も1字分とします。実際には存在していない法律を例にあげてもかまいません。

<問題はここで終わりです>

受験番号	
氏 名	

(2 0 0 8 年 度)

社会解答用紙 (その 1)

問 1

問 2

①

②

③

問 3

肉 類	大 豆

問 4

問 5

問 6

北→	地	名	位 置	説 明

→	地	名	位 置	説 明

→南

問 7

→

→

→

(整 理 番 号)

小 計

